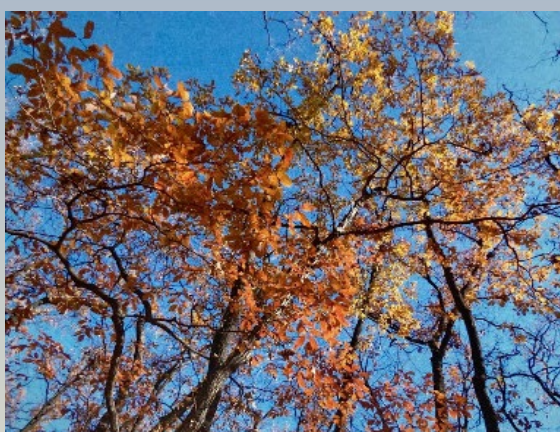
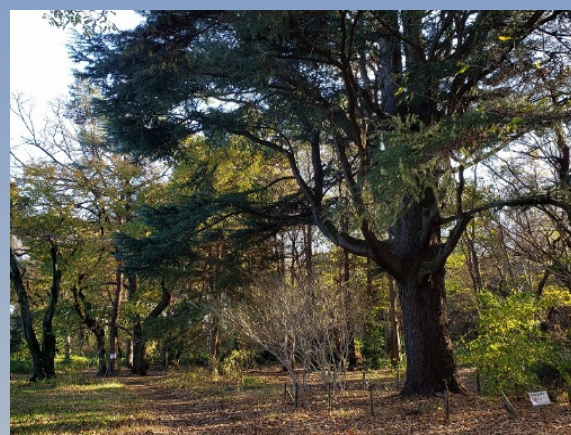
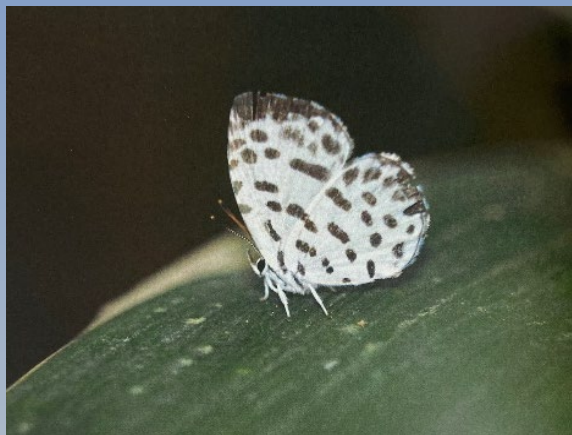


清瀬市みどりの基本計画

(概要版)

～人とみどりを共に育てるまち きよせ～



「清瀬市みどりの基本計画」とは

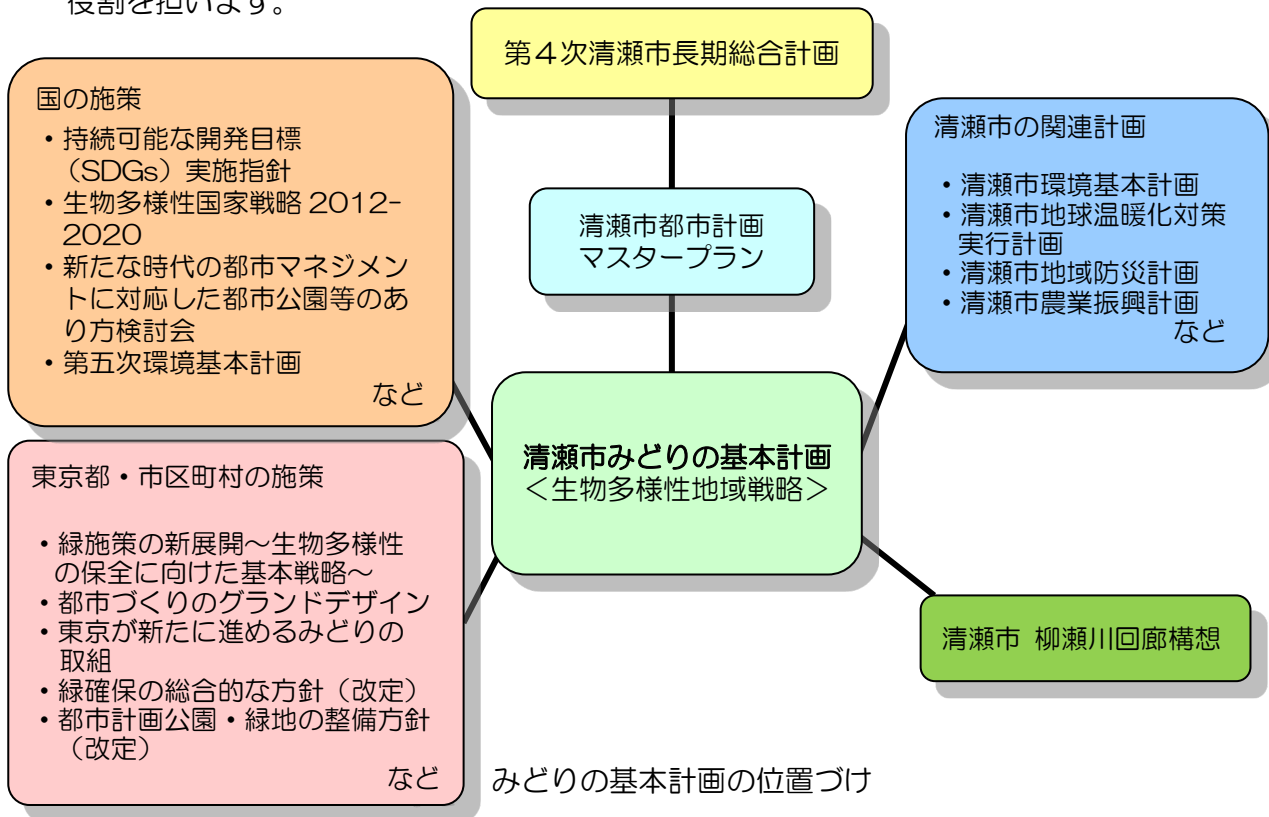
「清瀬市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。この計画に基づいて「みどりの保全」「緑化の推進」などに関する施策を総合的に実施し、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出していくことを目指します。

令和3年（2021年）3月 改定

清瀬市

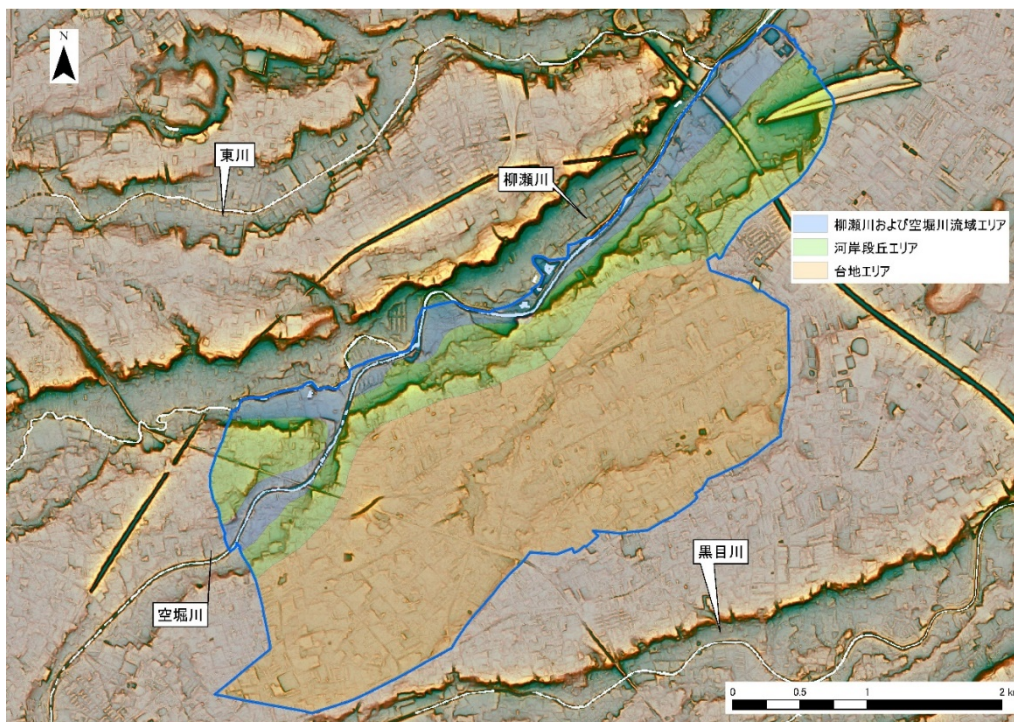
「清瀬市みどりの基本計画」の位置づけ

清瀬市みどりの基本計画は、上位計画である「清瀬市都市計画マスタープラン」や「清瀬市農業振興計画」などの関連計画との整合を図り、市のみどりに関する総合的な計画の役割を担います。



清瀬市の概況

本市は武蔵野台地の東北端手前約 15 km 付近の平坦部に位置し、埼玉県新座市、所沢市、東京都東村山市、東久留米市と隣接しています。本市の大半は平坦な地形ですが、市の北部と西部を流れる柳瀬川及び空堀川により台地部が削られ河岸段丘を形成しており、図のように大きく3つのエリアに分けることができます。



清瀬市の地形

みどりの現状

清瀬市には、屋敷林・農地・雑木林が混在する武蔵野の面影を残した景観、柳瀬川・空掘川沿いの親水空間、貴重な植生を残している崖線緑地、病院街の緑地、地域の方に昔から親しまれてきた社寺林など、特色のあるみどりが多く見られます。



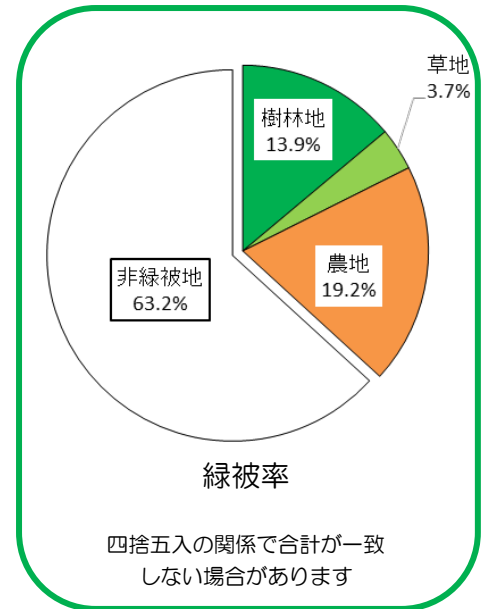
柳瀬川崖線の緑地



東京病院周辺

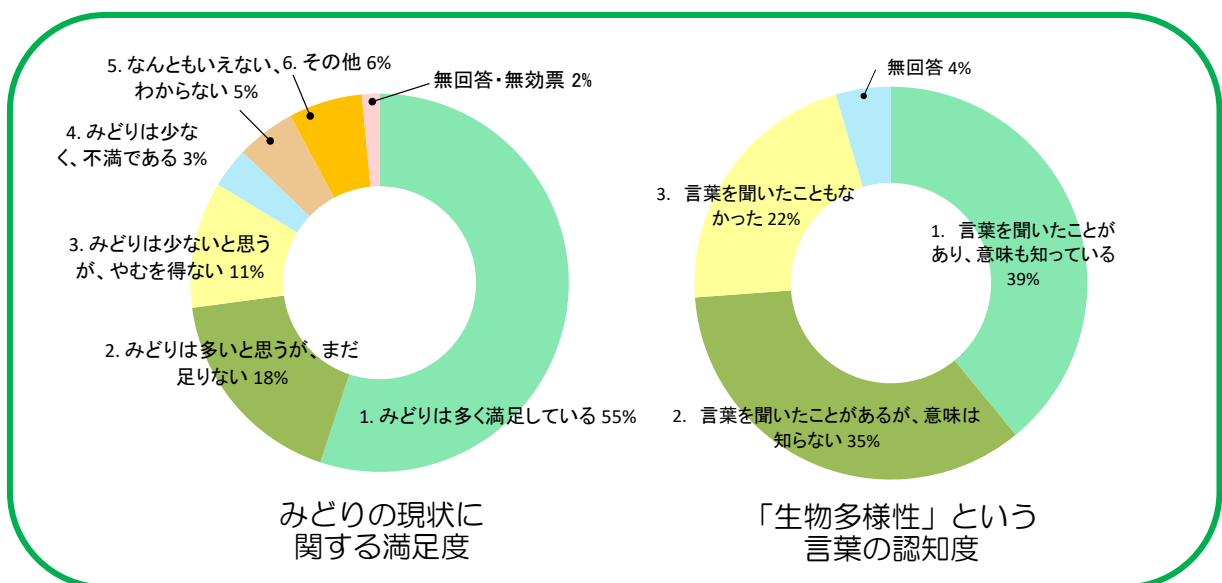
- ・緑被率^{※1} : 36.9%
- ・みどり率^{※2} : 39.4%

※1：植生（樹林地、草地、農地）に被われている面積の割合
 ※2：緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」といったオープンスペースを加えたもの



みどりに関する市民意識の結果（令和元年（2019年）11月実施）

- ・みどりに関する満足度について、「満足している」という意見が55%でした。
- ・「生物多様性」という言葉について、「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」という意見が39%でした。



※生物多様性…地球上の多種多様な生きものが、複雑で多様な生態系を構成して相互に影響を及ぼし合いながら生きていること

生態系の特徴

「清瀬市の概況」で述べた地形の観点から3つのエリアに区分し、それぞれの生物多様性の現況把握に重要な拠点となる「生物多様性重要配慮地域」を定義しました。

台地エリア

●概要
古多摩川がつくった扇状地で、比較的平坦な地形をなし、様々な人間活動に利用されてきた地域で、けやき通りに代表される街路樹の並木や屋敷林など、市街地のなかにも貴重なみどりが残されているエリアです。

ゴイシジミ

1. 松山緑地保全地域
2. 御殿山緑地保全地域
3. 中里一丁目緑地
4. 下清戸道東特別緑地保全地区
5. 神山特別緑地保全地区
6. 竹丘市有林
7. 清戸自然公園
8. 竹丘公園
9. 東京病院
10. 病院街北
11. 病院街南
12. 大林組研究所敷地内の林
13. 志木街道全域
14. けやき通り全域

都市公園等
特別緑地保全地区
緑地保全地域
市有林
植栽林
社有林
樹林地
農地
草地

柳瀬川及び空堀川流域エリア

●概要
柳瀬川と空堀川の一部が「柳瀬川回廊」として整備され、豊かな自然を残す水辺環境が残されてきており、多くの生きものが生息するスポットが存在します。

1. 金山調節池
2. 金山緑地公園
3. 柳瀬川右岸（金山橋～城前橋）
4. 柳瀬川右岸（城前橋～都果境）
5. 下宿ピオトープ公園・水再生センター
6. せせらぎ公園
7. 空堀川

都市公園等
河川
調節池
樹林地
農地
草地

カワセミ

河岸段丘エリア

●概要
武蔵野台地と河川域が接する部分となります。面積的には小さいながら、市内で最も生物多様性が豊かな地点で、傾斜地で開発を免れたことにより、広範囲にかけて連続した樹林が残っています。

クヌギ林

1. 中里緑地保全地域
2. 台田市有林
3. 台田の杜（柳瀬川崖線緑地）
4. 野塩崖線
5. 旭が丘崖線

都市公園等
緑地保全地域
市有林
崖線
樹林地
農地
草地

計画改定のポイント

本計画策定の課題と背景を踏まえ、以下の視点で計画改定を行いました。

生物多様性地域戦略としての計画策定

3つの基本方針のうち「生物多様性の保全」と、この基本方針に基づく推進施策を、生物多様性地域戦略として位置づけました。また、他の基本方針及び基本方針に基づく推進施策においても、生物多様性に配慮することとしました。

国などの動きを踏まえた計画

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、都市緑地法等の改正などの趣旨を踏まえた計画としました。

地域別のみどりの方針の設定

市内の地域別の現状と課題をとらえ、地域別のみどりの方針を掲げました。

新たな課題に対する対応方針の設定

利用頻度の低い公園の活用、公園・街路樹の危険な高木など、近年になって顕在化したみどりに関する問題を具体的に挙げ、対応方針を設定しました。

基本理念

清瀬市のみどりを次世代に引き継いでいくため、みどりの量を確保するだけでなく管理の質にも焦点をあてた保全・創出を進めます。そのために、市民一人ひとりがみどりの役割や重要性を理解し、清瀬市のみどりを誇りに思い、守るために何が必要かを考え実行することが重要です。

そこで清瀬市は、人と自然の良好な関係がこれまでよりいっそう必要であると考え、

人とみどりを共に育てるまち きよせ

を基本理念とします。

10年後のみどりの将来像

- ・市街地、農地、水辺において、拠点となる比較的大規模なみどりの量と質が保たれ、それらをつなぐ水辺・みどりの主軸により、人と多様な生きものが共存できる健全な生態系が維持されています。
- ・市民が安全に生活を送ることができるように、みどりの適切な維持管理がなされ、災害に強いまちづくりに寄与しています。
- ・市民がみどりに親しみ、あらゆる関わり方から持続的にみどりの維持・管理に参加し、かつての武蔵野の暮らしにおけるみどりの循環のような、みどりと新しい共存関係を築いています。

みどりの将来像図

みどりの拠点

市内に点在する公園や緑地は、地域の核となるみどりとして身近に歩いて行ける範囲に整備され、市全体ではレクリエーション拠点として利用できる比較的規模の大きな公園の配置が進んでいます。

都市緑化の中心拠点

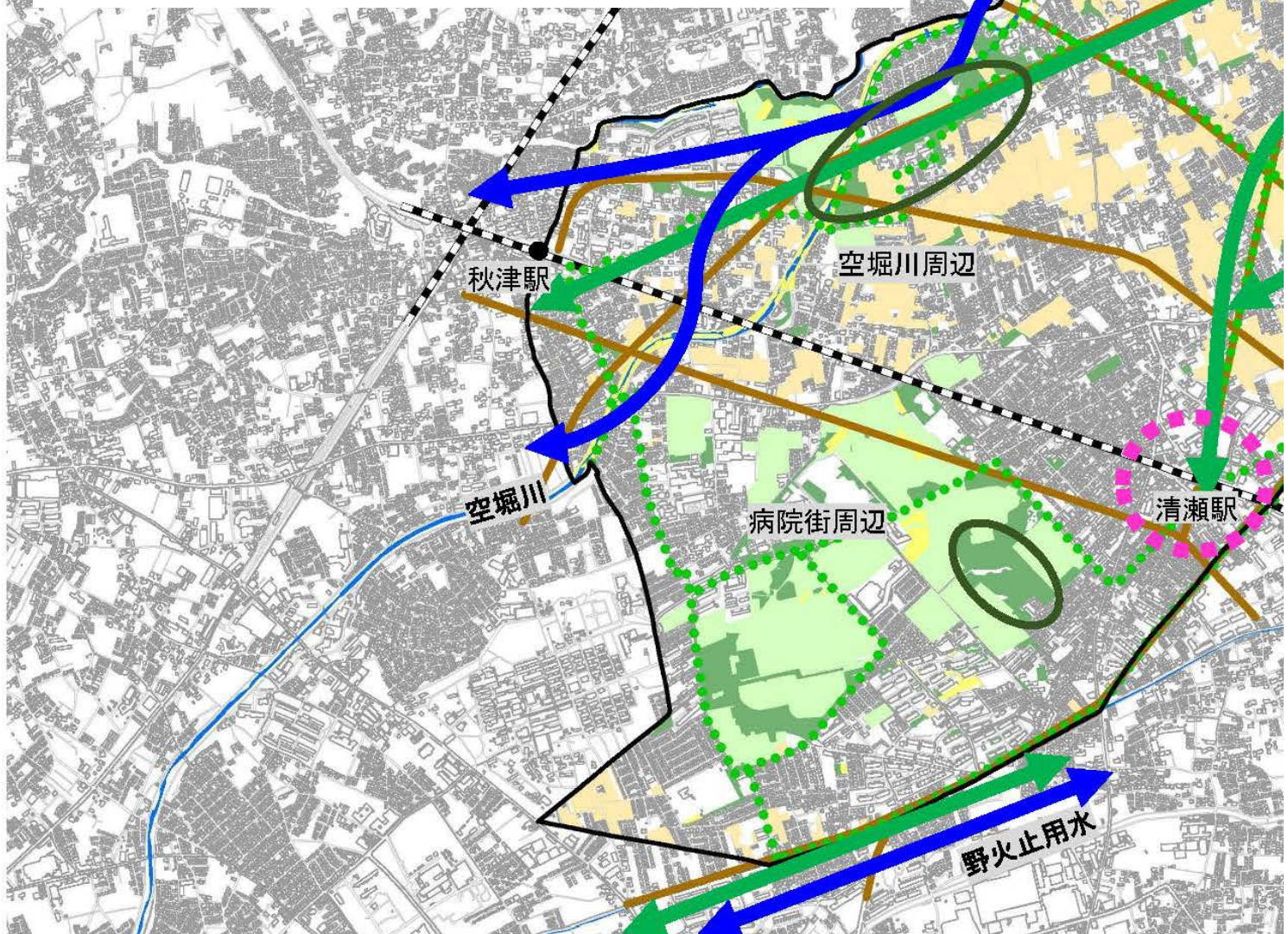
日常生活の中で、多くの市民が利用している清瀬駅周辺を中心に緑化拠点づくりが進んでいます。

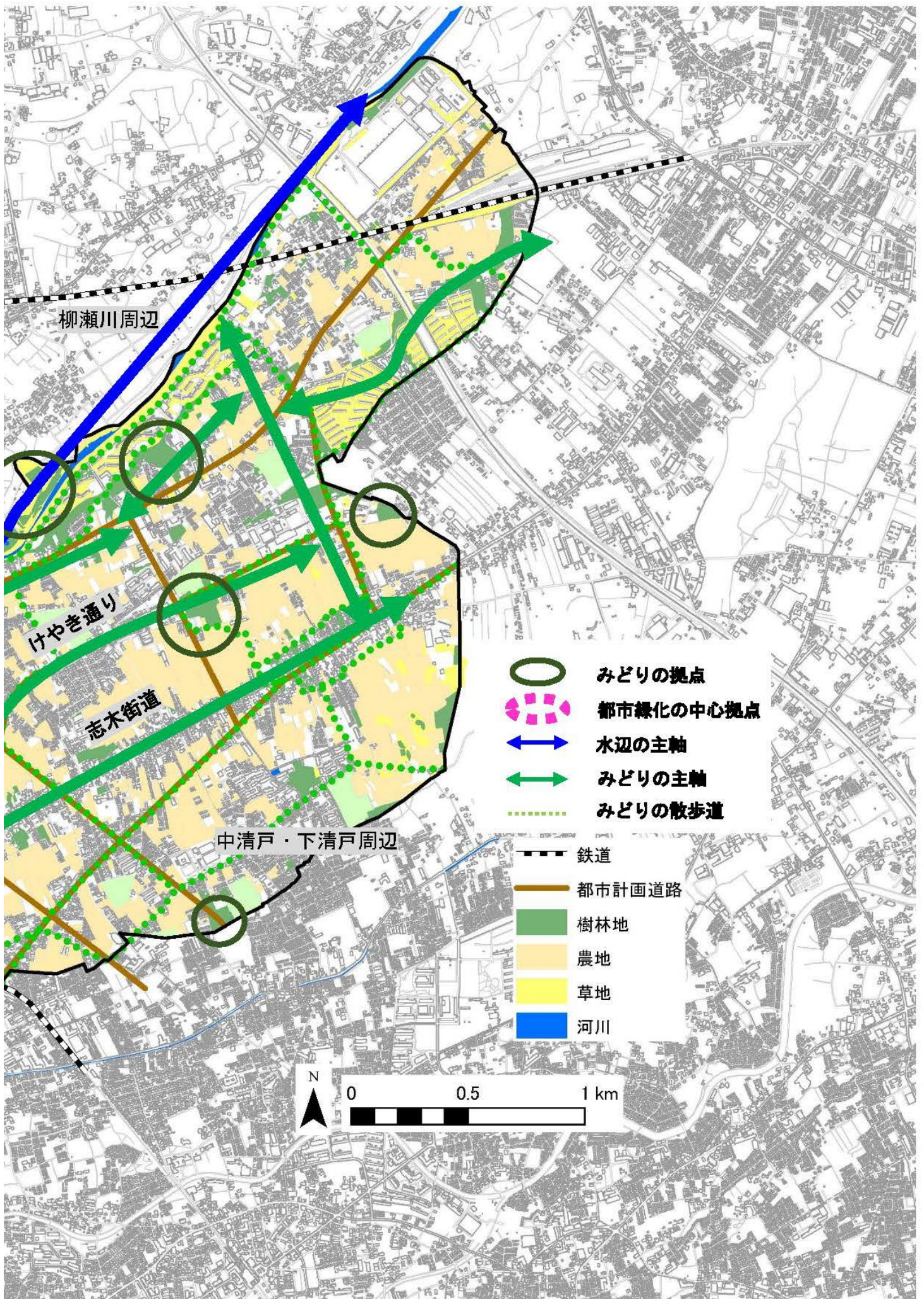
水辺・みどりの主軸

柳瀬川、空堀川に沿ったみどりが整備され、梅坂橋から下宿ビオトープ公園までの約4kmのコースを基軸に柳瀬川回廊が整備され、生きものも行き交う水辺の主軸として機能しています。また、けやき通りや志木街道をはじめとする連続したみどりが維持・管理され、みどりの主軸として機能しています。

みどりの散歩道

緑地保全地域や公園などを回遊する「雑木林のみち」を結び、所々に椅子やポケットパーク、遊び場があり、安全で安心して楽しく快適に市内を回遊できるみどりの散歩道により、みどりのネットワークが形成されています。





計画の目標

現在のみどりを次世代に引き継ぐよう、市民、事業者、行政の協働によるみどりの維持・管理・活用を推進し、質の向上を図ります。

(1) 緑地及び緑被率・みどり率の確保目標

	平成 22 年 (2010 年) 3 月末	令和 2 年 (2020 年) 3 月末	令和 12 年 (2030 年) 3 月末
緑地	345.11 ha	319.93 ha	299.93 ha
	33.8 %	31.3 %	29.3 %
緑被率	40.1 %	36.9 %	34.9 %
みどり率	42.6 %	39.4 %	37.4 %

(2) 一人当たりの公園面積の目標

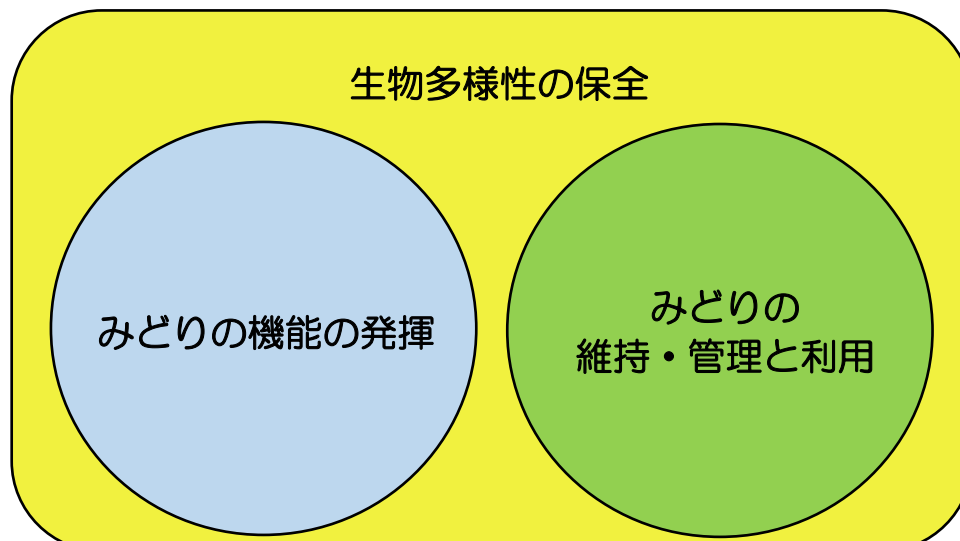
	平成 22 年 (2010 年) 3 月末	令和 2 年 (2020 年) 3 月末	令和 12 年 (2030 年) 3 月末
一人当たりの公園面積	3.34 m ²	3.37 m ²	3.87 m ²
公園面積	243,180 m ²	251,684 m ²	281,684 m ²
人口	72,734 人	74,663 人	72,612 人

(3) 生きものの保全に関する目標

- ・生物多様性重要配慮地域における重要生物種の種数を現状維持します。
- ・生物多様性について周知に努め、市民アンケートの「『生物多様性』という言葉について」の質問における「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」人の割合を 39.0%から 45.0%に高めます。

基本方針

基本方針のうち、「生物多様性の保全」と、この方針に基づく施策の内容をもって、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。また、他の基本方針及び基本方針に基づく推進施策においても、生物多様性に配慮することとしました。



本計画の基本方針とその関係

生物多様性の保全

- ・エコロジカル・ネットワークの形成をめざす
- ・多様な生きものの生息場所となる良好な自然環境を維持・管理する
- ・みどりの恩恵とそれをいつくしむ心を育てる

みどりの機能の発揮

- ・様々な主体により、みどりの機能を発揮する
- ・緑被地の維持と持続可能な管理を推進する
- ・みどりの役割強化によるまちづくりを推進する
- ・グリーンインフラの考え方を広め、活用を推進する

みどりの維持・管理と利用

- ・現在のみどりの質を高めながら、次世代に引き継ぐための適切な管理を推進する
- ・みどりの散歩道等のみどりのネットワークを確保する
- ・雑木林の利用など持続可能なみどりの利用を推進する
- ・市民、事業者、行政協働の維持・管理のしくみを構築する

施策の体系

基本方針の具体的な取り組みとして、以下の推進施策を示します。

① 生物多様性の保全

- (1) 生きものの生息環境の保全と再生
- (2) 水辺環境の保全
- (3) みどりのネットワークによる自然環境の保全・育成
- (4) 環境教育の推進
- (5) みどりの普及・啓発
- (6) 生物多様性の保全を担う人材育成

② みどりの機能の発揮

- (1) 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進
- (2) 水辺のみどりのネットワークの強化
- (3) 道路のみどりのネットワークの強化
- (4) 公共施設緑化の推進
- (5) 民有地緑化の推進
- (6) 農地を守る

③ みどりの維持・管理と利用

- (1) 公園の整備と管理
- (2) みどりの散歩道の整備
- (3) 雑木林を守る
- (4) 屋敷林を守る
- (5) みどりのまちづくりへの市民協働の推進
- (6) みどりの体制づくり

基本方針とそれに対応した推進施策

地域別のみどりの管理方針



清瀬駅周辺地域

- ◆けやき通りの適切な管理・保全
- ◆壁面緑化や屋上緑化などによる緑化の誘導の検討
- ◆清瀬駅前のみどりの保全と創生

など

南部地域

- ◆柳瀬川・空堀川の水辺の活用
- ◆病院街一帯を中心としたみどりの保全
- ◆児童館整備に合わせた中央公園の整備

など

中部地域

- ◆みどりの空間を安全な歩行者空間で結んだ「柳瀬川回廊」の整備
- ◆志木街道沿道をはじめとする農地の保全
- ◆市民参加による（仮称）花のある公園の管理運営

など

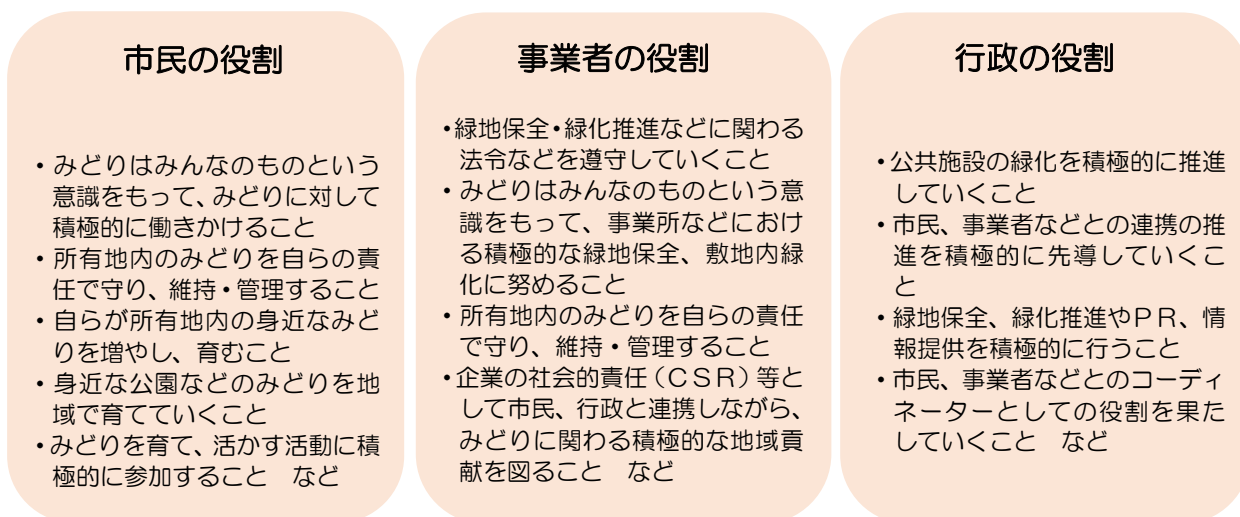
北部地域

- ◆柳瀬川沿いや旭が丘団地などにまとまっているみどりの保全
- ◆下清戸道東特別緑地保全地区など、生物多様性重要配慮地域の保全・管理
- ◆志木街道沿道をはじめとする農地の保全

など

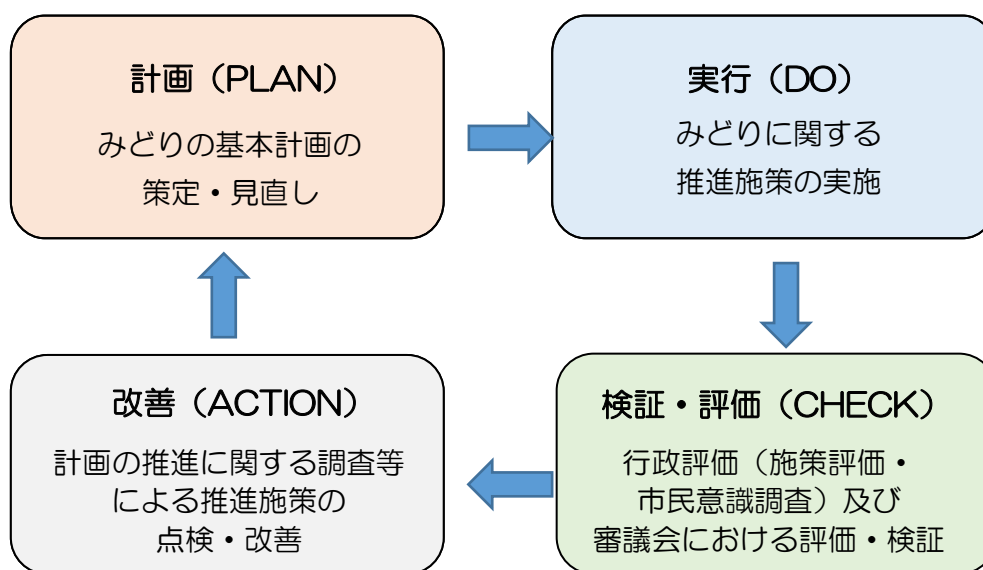
市民・事業者・行政の協働の推進

計画の実効性を高めるためには、市民・事業者・行政などのそれぞれの役割を明確にし、役割分担しながらみどりの保全・創生に取り組むことが重要です。必要に応じて、それぞれの主体による連携を図り、協働によりみどりの保全などに取り組んでいきます。また、全ての主体は日頃から持続可能な開発目標（SDGs）を「自分ごと」として捉え、みどりや自然環境に関して自分たちでできることを考え、実行に移すことに努めます。



計画の適切な進行管理

- 計画の推進において、定期的に庁内のフォローアップを行い、その結果を審議会と確認する場をつくり、適切に進行管理を行います。
- 進行が難しい取組みについては、方法の見直しや軌道を修正するため、必要に応じて調査・研究を行います。



計画の進行管理のしくみ（PDCA サイクル）



発行年月 令和3年(2021年)3月
編集・発行 清瀬市 都市整備部 水と緑の環境課

表紙写真の出典：「清瀬の自然レポート12か月」 (令和2年(2020年)9月)
「四季を彩る生きものたち-清瀬周辺の自然」(平成29年(2017年)7月)
(著者：森田善朗)